

## 腎臓病療養指導士認定試験の応募要件

1. 対象：看護師・保健師，管理栄養士，薬剤師の資格を有し，応募時に資格取得後3年以上経過している者。

### 2. 認定試験の応募要件

#### 1) 療養指導の実務経験

- ① 過去10年以内に通算2年以上、かつ通算1000時間以上、腎臓病患者の療養指導業務に従事していること。\*実務経験を満たさない者は、症例研修e-learningによる実務経験代替研修\*をもって、これに代えることができる。

#### 2) 研修（腎臓病療養指導研修証明書、症例要約を含む）：

- ① 下記(1)～(4)に相当する研修を施設基準\*を満たす自施設または他施設（他施設の場合は日本腎臓学会研修施設に限る）で、10症例以上かつ各職種ごとに2症例以上行うこと。

- (1) 腎臓内科医師による保存期CKD 患者の外来見学
- (2) 看護師による保存期CKD 患者の療法指導の見学または実施
- (3) 管理栄養士による保存期CKD 患者の栄養指導の見学または実施
- (4) 薬剤師による保存期CKD 患者の服薬指導の見学または実施

- ② 所持する専門資格、研修場所に依りて、必要数の研修を証明する腎臓病療養指導研修証明書（書式あり）及びそれらの症例中で各職種それぞれの症例要約を提出すること（下記③参照）

#### ③ 研修場所と提出する腎臓病療養指導研修証明書、症例要約数

- (1) 自施設が以下の備考に示す所定の施設基準\*を満たす施設の場合；自施設において研修を行う（自施設研修）

- ・ 自施設研修の者は、自施設で10症例の腎臓病療養指導研修を行ったことを証明する腎臓病療養指導研修証明書、および研修した10症例中で自身の職種を除く3職種それぞれ2症例（この2つは異なる症例でなければならない）、合計6つの症例要約を提出する

- (2) 自施設が所定の施設基準\*を満たさない施設の場合；日本腎臓学会研修施設において研修を行う（他施設研修）。

- ・ 他施設研修の者は、当該施設において10症例の腎臓病療養指導場面を見学し、研修を行ったことを証明する腎臓病療養指導研修証明書を提出する。さらに、見学した10症例のうち、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種それぞれ2症例（2例は異なる症例で、4職種×2症例＝合計8つ）の症例要約を提出する。ただし、他施設での研修が難しい場合は、症例研修e-learningによる認定試験用代替研修\*\*をもって、これに

代えることができる。なお、症例研修e-learningの場合は腎臓病療養指導研修証明書の提出は不要である。

#### 備考

- ・ 以下の各職種のいずれかの専門資格を有する者は腎臓病療養指導研修証明書および症例要約の提出を免除する  
慢性腎臓病療養指導看護師（旧 透析療法指導看護師）、透析看護認定看護師、腎不全看護特定認定看護師、腎臓病病態栄養専門管理栄養士、腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師、腎領域の慢性疾患看護専門看護師

#### ※ 施設基準を満たす施設

日本腎臓学会が認定する腎臓専門医の常勤医または非常勤医、または10年以上の会員歴を有する日本腎臓学会所属の常勤医がおり、かつ、保存期腎臓病患者の内科外来診察および患者教育・指導が恒常的に行われ、看護師、管理栄養士、薬剤師の3職種が在籍する施設（常勤・非常勤は問わない。透析実施の有無は問わない）

#### \* 実務経験代替研修

日本腎臓病協会のホームページ掲載のe-learning症例研修の中の1症例（医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種全ての同一受診時の療養指導を示した4ビデオ）を視聴し、4職種それぞれのレポート（書式あり）、合計 4つのレポートを提出する（1症例×4職種＝合計4レポート）。認定試験用代替研修を利用する場合には、これと同一症例での提出は認められない。合格承認された場合には実務経験代替研修として5年間有効とする

#### \*\* 認定試験用代替研修

日本腎臓病協会のホームページ掲載のe-learning症例研修の中の3症例（1症例は医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種全ての同一受診時の療養指導を示した4ビデオ）の12ビデオを視聴し、視聴した3症例の視聴症例リスト（書式あり）を作成する。さらに、視聴した3症例のうち2症例について4職種それぞれのレポート（書式あり）を提出する。（2症例×4職種＝合計8レポート）。

勤務地が施設基準に適合する施設の場合、腎臓病療養指導士制度委員会では可能な限り自施設研修を推奨しているが、症例研修e-learningでの認定試験用代替研修を利用することも可能である。なお、症例研修e-learningの場合は腎臓病療養指導研修証明書の提出は不要である。実務経験代替研修を利用する場合には、こ

れと同一症例での提出は認められない。合格承認された場合には認定試験用代替研修として5年間有効とする。

### 3) 講習会受講

腎臓病療養指導士に関する合同委員会主催の「腎臓病療養指導士認定のための講習会」（認定のための講習会）を受講し、その受講証を提出すること。講習会受講は5年間有効とする